



「自立と社会参加」に向けた取組

校長 阿部 純一

本校の学校教育目標にあります「自立と社会参加」は、在学中はもとより卒業後の社会的・職業的自立を意味します。本校では、卒業後の自立した生活の実現に向け、教育活動全体を通して、必要な資質・能力の育成に努めております。

本校では、高等部を中心に次のような地域と密着した教育活動を実施し、自立と社会参加を目指しています。

- ・年間をとおした近隣事業所での定期実習、作業学習
- ・現場・地元実習先事業所の作業内容の作業学習への導入
- ・地域の事業所からの資材提供や依頼を受けた受注販売
- ・地域の事業所が参加する「職業教育改善会議」の実施
- ・地域と連携した特産品の開発、加工、販売
- ・中学部と連携したキャリア教育3カ年計画の実施

今後も自立と社会参加を目指し、地域と共に歩むことを念頭におき、計画的・継続的な進路学習の充実に向けた取組を進めて参りますので、皆様の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。



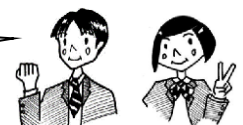
<進路に関する主な行事予定>

- 6月 5日～16日 高等部前期実習
- 6月 7日～13日 中学部作業学習週間Ⅰ
- 6月 20日～22日 来てたんせウィーク(6/21は除く)
- 7月 5日 秋田県障害者技能競技大会(高・希望者)
- 7月 11日 移行支援ネットワーク会議(高3)
福祉サービス事業所等合同説明会
(全校保護者)
- 7月 31～8月 4日 高等部夏季実習(希望者)
- 9月 25日～10月 3日 中学部作業学習週間Ⅱ
- 10月 21日 学校祭作業学習製品販売
- 10月 27日 就労促進フェア(湯沢市)
- 11月 8日～21日 高等部後期実習
- 11月 28日～30日 来てたんせウィーク②
- 12月 12日 職業教育改善会議(中・高)
- 1月 9日～12日 高等部冬季実習(希望者)
- 2月 6日 風の翼レポート(中・高)
- 2月 22日 移行支援ネットワーク会議(高3)

<令和4年度 卒業生進路状況>

| 学部 | 進学先 | 人数 | |
|-----|------------|----------------------------|------------|
| 中学部 | 本校高等部 | 2名 | |
| | 在宅 | 家事手伝い | 1名 |
| 高等部 | 障害福祉サービス利用 | NPO法人そら(就労B) | 1名 |
| | | NPO法人 ハート・かまくら(就労B) | 1名 |
| | | プリエ+文字(生活介護) | 1名 |
| | | 障がい者支援施設ひまわり社 (生活介護) | |
| | | 生活訓練施設のぞみ(生活訓練) | 1名 |
| | | 障害者支援施設 ユー・ホップハウス(生活介護) | 1名 |
| | | NPO法人ひだまり ひだまり農園(就労B) | 1名 |
| | | NPO法人リロリ こみっと(生活介護) | 3名 |
| | | 秋田県心身障害者コロニー (入所、就労B) | 1名 |
| | | 一般就労 | 製造(部品製作補助) |

裏面に、障害者手帳についての情報を掲載しています。『令和4年度横手市障がい福祉のしおり』は、横手市のホームページからダウンロードできます。また、『障がい福祉サービスの空き状況』についても、横手市のホームページで最新の情報が確認できます。



進さんと路子さん

障害者手帳について (利用できるサービス)



障害者手帳には次の3種類の手帳があります。

- (1) 身体障害者手帳・・・障害の程度により1級から6級まであります。
- (2) 療育手帳・・・障害の程度によりA（最重度・重度）又はB（中度・軽度）があります。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳・・・障害の程度により1級から3級まであります。

いずれも秋田県知事が交付するもので、身体に障害のある方 知的障害のある方、精神疾患により日常・社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを利用しやすくなります。

以下は障害者手帳の交付を受けた方が利用できるサービスや制度の一覧です。

| | サービス・制度 | 身体障害者 手帳 | 療育手帳 | | 精神障害者 保健福祉手帳 | |
|---|-----------------------|-------------|------|---|-----------------|------|
| | | | A | B | 1級 | 2,3級 |
| ① | 自動車税・自動車取得税の減免 | ○※ | ○ | × | ○ | × |
| ② | 旅客鉄道株式会社運賃の割引 | ○※ | ○※ | | × | |
| ③ | 国内航空旅客運賃の割引 | ○ | ○ | | ○ | |
| ④ | 路線バス運賃の割引 | ○ | ○ | | ○ | |
| ⑤ | タクシー運賃の割引 | ○ | ○ | | × | |
| ⑥ | 有料道路通行料金の割引(本人運転以外) ☆ | ○※ | ○ | × | × | |
| ⑦ | NHK放送受信料の減免 | ○ | ○ | | ○ | |
| ⑧ | 郵便等による不在者投票 | 1～3級※ | × | | × | |
| ⑨ | 所得税及び住民税の控除 | ○ | ○ | | ○ | |
| ⑩ | 福祉医療制度(マル福制度) | ○※ | ○ | × | × | |
| ⑪ | 携帯電話基本使用料の割引★ | ○ | ○ | | ○ | |

※障害種別や手帳の等級等によっては対象とならない場合もあります。

☆障害者本人運転の場合はすべての身体障害者が対象となります。

★各携帯電話会社で対象者や割引の内容が異なります。

『令和4年度横手市障がい福祉のしおり』より抜粋

○手帳交付申請の手続きは、各地域局市民サービス課、又は本庁舎1階福祉総合窓口にて行います。手続きについて必要なものなど、電話や窓口での質問、相談等もできます。

<障害者福祉についてのお問い合わせ先(横手市)>

横手市市民福祉部社会福祉課障がい福祉係

所在地：〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号

電話番号：0182-35-2132 ファックス：0182-32-9709

メールアドレス：shakaifukushi@city.yokote.lg.jp

